資料２

秋田県防災基本条例（仮称）素案の概要

前　文

※ 第３回検討会議で案をお示しし、ご意見をいただきます。

目　的

防災について　❑ 基本理念
❑ 各主体の責務
❑ 取組の基本事項　を定める。

➢ 県民の生命・身体、財産を災害から守る。
➢ **災害に強い地域社会の実現**に寄与する。

基本理念

❑ **山地が多い地勢、積雪・寒冷な気候**等の自然的特性に鑑み、災害の発生を想定・防除
❑ **人口減少・高齢化**等の社会情勢の変化を踏まえ、**地域コミュニティ維持**の取組や**防災ＤＸ**と一体的に推進
❑ **自助・共助・公助**の取組を一体的に行い、適切な役割分担に基づく協働を推進
❑ **災害関連死を含む人身被害ゼロ**を目指し、人の生命・身体を最も優先して保護
❑ 被災者の事情（年齢・性別・障害の有無等）を踏まえ、適切に被災者を援護

各主体の責務

県　民

❑ 災害から**自らの生命・身体**を自ら守るよう努める。
❑ 地域の住民と相互に助け合い、災害から**地域の安全**を守るよう努める。

自主防災組織等

❑ 災害から**地域の安全**を守るよう努める。
❑ 県・市町村が実施する防災の取組に協力するよう努める。

事業者

❑ 災害から**従業員・施設の利用者の生命・身体**を守るよう努める。
❑ 地域の住民と相互に助け合い、知見・技術、資機材を活用して災害から**地域の安全**を守るよう努める。

市町村

❑ 災害から**住民の生命・身体、財産**を守るため、他の地方公共団体等と協力し、法令等に従って防災活動を実施するよう努める。

学校等

❑ 災害から**児童生徒の生命・身体**を守るよう努める。
❑ 児童生徒が災害から**自らの生命・身体**を自ら守るために必要な措置を講ずるよう努める。

県

❑ 災害から**県民の生命・身体、財産**を守るため、国・市町村等と協力し、法令等に従って防災活動を実施する。
❑ 市町村等の防災に関する事務・事業の援助・総合調整を行う。

防災に関する取組の基本事項

主体	フェーズ		
	災害に備える段階（平時）	避難行動をとる段階	避難生活や復旧を行う段階
県民 （努力義務）	❑ 避難経路、家族の安否確認方法の確認 ❑ 除排雪による避難経路確保（積雪期） ❑ 備蓄品の備蓄・定期点検 ❑ 正確・迅速な情報収集手段の確認 ❑ 災害保険・共済への加入 ❑ 地域の防災訓練への参加 ❑ 自主防災組織活動・消防団入団への理解 ❑ 水路・道路等の適切な使用	❑ 正確な情報に基づき直ちに適切な避難 ※在宅避難・垂直避難を含む ❑ 要配慮者の避難誘導	❑ 地域社会の再生を図る行動 ＜避難者＞ ❑ 避難生活における相互協力 ❑ 主体的な避難所運営 要配慮
事業者 （努力義務）	❑ 避難経路、従業員の安否確認方法の確認 ❑ 備蓄品の備蓄・定期点検 ❑ 正確・迅速な情報収集・伝達手段の確認 ❑ 事業継続計画の作成 ❑ 災害保険・共済への加入 ❑ 地域の防災訓練への参加 ❑ 自主防災組織活動・消防団入団への理解 ❑ 水路・道路等の適切な使用	❑ 施設利用者への正確・迅速な情報伝達 ❑ 直ちに適切な避難誘導 要配慮 ※在宅避難･垂直避難の誘導を含む（以下同じ）	❑ 事業の継続・早期復旧
＜建設業者等・運輸業者等＞ ❑ 災害時のがれき撤去運搬等の活動への理解 ❑ 日常的な資機材の確保・定期点検	❑ がれきの撤去運搬、道路啓開等への協力	＜建設業者等＞ ❑ 被災した施設の復旧への協力 ＜運輸業者等＞ ❑ 避難物資等の輸送への協力	
＜医療業者等＞ ❑ 災害医療業務の体制構築・環境整備	❑ 速やかな災害医療業務の実施	❑ 継続的な災害医療業務の実施	
＜福祉事業者等＞ ❑ 災害福祉業務の体制構築・環境整備	❑ 速やかな災害福祉業務の実施	❑ 継続的な災害福祉業務の実施 ❑ 健康・生活相談、生活再建に向けた助言	
＜社会福祉協議会・災害中間支援組織＞ ❑ 災害ボランティアの体制構築・環境整備 ❑ 災害ボランティアの確保・技術の普及	❑ 速やかな災害ボランティア支援・調整	❑ 継続的な災害ボランティア支援・調整	

（注）要配慮：高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮が特に必要であることを規定する取組

防災に関する取組の基本事項

努力義務

主体	フェーズ		
	災害に備える段階（平時）	避難行動をとる段階	避難生活や復旧を行う段階
学校等	❑ 避難経路、児童生徒の安否確認方法の確認 ❑ 発達段階に応じた防災教育 ❑ 発達段階・地域特性や教職員の役割に応じた防災訓練 ❑ 自主防災組織・消防団活動への理解・配慮	❑ 正確な情報に基づき直ちに適切な避難誘導 ❑ 県・市町村等との情報共有	❑ 継続した学習機会の確保・早期復旧
自主防災組織等	❑ 避難経路、住民の安否確認方法の確認 ❑ 正確・迅速な情報収集・伝達手段の確認 ❑ 防災に関する知識の普及 ❑ 発災時期や地域特性に合わせた防災訓練 ❑ 水路等の適切な使用のための措置 ❑ 取組継続のための地域コミュニティ強化	❑ 住民への正確・迅速な情報伝達 ❑ 直ちに適切な避難誘導 要配慮 ❑ 住民の救出・救護、出火防止・初期消火	❑ 主体的な避難所運営 要配慮
市町村	❑ 住民の防災意識の高揚 ❑ 避難場所・経路の設定と住民への周知 ❑ 発災時期や地域特性に合わせた防災訓練 ❑ 正確・迅速な情報発信体制の整備 ❑ 道路の除排雪による避難経路確保 ❑ 備蓄やＴＫＢ等の避難環境整備 要配慮 ❑ 災害医療・福祉・ボランティアの環境整備 ❑ 受援体制の整備 ❑ 事業継続計画の整備 ❑ 自主防災組織等の機能の維持・強化 ❑ 消防団員の加入促進と消防団の充実強化	❑ 正確・迅速な情報発信 ❑ 直ちに適切な避難誘導 要配慮 ❑ 職員の参集、他の自治体等との情報共有と避難・救助・医療等の応急体制の確立 ❑ 応急対策に必要な応援の要請	❑ 行政機能の維持・早期復旧 ❑ 避難所運営・避難生活の支援 要配慮 ❑ 被災者の心身のケア ❑ 被災者の生活再建支援 ❑ 被災した施設の復旧

防災に関する取組の基本事項

主体	フェーズ		
	災害に備える段階（平時）	避難行動をとる段階	避難生活や復旧を行う段階
県	❑ 県民の防災意識の高揚 ❑ 防災訓練の実施・支援 ❑ 正確・迅速な情報発信体制の整備 ❑ 道路の除排雪による避難経路確保 ❑ 備蓄等の避難環境整備・支援 要配慮 ❑ 災害医療・福祉・ボランティアの環境整備 ❑ 受援体制の整備 ❑ 事業継続計画の整備 ❑ 河川・道路等の整備・維持管理 ❑ 自主防災組織等の機能の維持・強化 ❑ 消防団員の加入促進と消防団の充実強化	❑ 正確・迅速な情報発信 ❑ 職員の参集、国・市町村等との情報共有と避難・救助・医療等の応急体制の確立 ❑ 応急対策に必要な応援の要請	❑ 行政機能の維持・早期復旧 ❑ 避難所運営等を行う市町村等の支援 ❑ 被災者の心身のケア ❑ 被災者の生活再建支援 ❑ 被災した施設の復旧 ❑ 県が実施するほか、実施する市町村等を支援
	❑ 必要な財政措置 努力義務		

県民防災の日等

- ❑ 県民防災の日：５月26日
- ❑ 県民防災週間：５月20日～26日
- ❑ 広く防災についての関心・理解を深め、防災の取組を推進する。
- ❑ 県は、趣旨にふさわしい事業を実施する。

５月　MAY

		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

県民防災の日

県民防災週間

日本海中部地震
- 発生日時：昭和58年５月26日11時59分57.5秒
- 震源：秋田・青森県境沖約100km
  （北緯40度22分、東経139度04分）
- 地震の規模：M7.7
- 震源の深さ：14km
- 最大震度：５（秋田市）
- 被害：死者83名、負傷者265名、住家全壊1,132棟

施行期日

公布の日から施行する。